佐世保市訪問型支え合いサービスマニュアル

（定義）

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援。

（内容）

要支援１、要支援２及び事業対象者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。

（対象者）

・要支援１、要支援２及び事業対象者で、地域包括支援センターで介護予防サービス計画または、介護予防ケアマネジメントを作成してもらった者

（事業内容）

　事業対象とならないサービス

　・身体介護

　・その他市長が認めるもの

（補助団体の条件）

1. サービス提供従事者が５人以上いること
2. ３か月以上の活動実績があること
3. 地域包括支援センターで介護予防サービス計画または、介護予防ケアマネジメントを作成してもらった要支援１、２及び事業対象者が３人以上いること

（利用料）

　対象者から利用料を徴収する場合は、低廉な利用料とする。

（利用時間）

　原則として、対象者１人につき１回あたり４５分以内のサービス提供とする。

（地域に対しオープンな活動ができる、行政や地域包括支援センターと協働できる）

　・市は、補助対象となったグループの情報を公開し、各地域包括支援センター、市民に対し情報提供を行う。

　・地域包括支援センターから依頼された対象者が活動地区内であれば、特別な理由がない限り受け入れること。

　・地域包括支援センターから紹介された利用者が、利用開始した際、地域包括支援センターより利用開始証明書の発行依頼を受けた場合は、速やかに対応すること。

（事故対応）

　・事故が発生した場合は、地域包括支援センター、対象者の家族、関係者等に連絡し、必要な措置を講じる。

　・事故が発生した場合は、事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。

　・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（苦情対応）

　対象者およびその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応する。

（秘密保持）

　サービス提供従事者、またはサービス提供従事者であった者は、業務上知りえた秘密を漏らすことがないようにする。

（提供体制）

　・市・地域包括支援センターからの連絡に常時対応できる体制を有していること。

・地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施し、介護予防サービス計画、または、介護予防ケアマネジメントに位置づけられた訪問援助サービスを提供する。

・対象者の状況に変化があった際は、適宜サービス提供者から地域包括支援センターに報告をする。

・サービスの提供に必要な設備・備品を有して行う。物品は、要支援１、要支援２及び事業対象者用に購入したものであること。他の利用者との共用はしてよい。

（清潔保持）

・従事者の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行う。

（緊急時の対応）

　・サービス提供時に対象者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等、必要な措置を講ずる。

（記録の整備）

　・補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿

　・活動報告書、収支報告書等の補助対象事業実施に係る記録

（サービスの休止又は廃止の届出等）

　・サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、サービス利用者の承諾を得たうえで、廃止又は休止の日の一月前までに、市に届け出ること。